免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

自立活動Ⅱ

盲児童生徒: 点字の初期指導 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)

盲児童生徒:歩行指導 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)



この講義は、自立活動Ⅱです。

前半は、盲児童生徒: 点字の初期指導、後半は、盲児童生徒: 歩行指導です。二本続けてご覧ください。

免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 自立活動 II (盲児童生徒: 点字の初期指導・歩行指導)

点字の初期指導



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)



みなさん、こんにちは。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の澤田真弓です。

今日は、自立活動Ⅱの前半、「点字の初期指導」について講義いたします。

本講義のポイント

- □ 点字のしくみについて理解する。
- □ 点字の特徴について理解する。
- □ 点字の初期指導について理解する。



本講義で皆さんに学んで頂きたいポイントは、次の3点です。1点目は、点字の構成や表記等、「点字のしくみ」について理解することです。2点目は、1点目の点字のしくみを踏まえた上で「点字の特徴」について理解することです。3点目は、点字学習を開始する前の指導を含めた「点字の初期指導」について理解することです。

本講義の内容

- I 点字の歴史
- Ⅱ 点字について
 - 1. 点字器
 - 2. 点字のしくみ
 - 3. 点字の表記
 - 4. 点字の特徴
- Ⅲ 点字の初期指導
 - 1. 点字学習を開始する前の指導
 - 2. 点字の触読
 - 3. 点字の書きの指導
 - 4. 点字の読み書きの速さの目安

まとめ



では、本講義の流れについてお話しします。本講義では大きく3項目に分けて話を 進めてまいります。

まず1項目目として、「点字の歴史」について簡単に触れます。次に、2項目目として「点字について」お話します。この中では、点字器や点字のしくみ、点字の表記、点字の特徴について説明します。そして3項目目として「点字の初期指導」について、点字学習を開始する前の指導から点字の触読や書きの指導、点字の読み書きの速さの目安についてお話しします。

最後に本講義のまとめをいたします。

I 点字の歴史



では、まず始めに、「点字の歴史」についてみていきましょう。

点字の歴史

- 一般の文字をもとに、触覚で認知できるように 浮き彫りにして示した<mark>線文字</mark>が中心。
 - 普通文字と共通
 - 認知しにくい
 - 量的にかさばる
 - 読むことは出来ても、書くことが困難



点字が視覚障害者の教育や文化の発展に果たしてきた役割は極めて大きなものがあります。この点字が発明される以前は、洋の東西を問わず、一般の文字をもとに、触覚で認知できるように浮き彫りにして示した線文字が中心でした。これは普通文字であるという共通性はありますが、認知しにくく、量的にもかさばります。よしんば読むことができても、書くことは非常に困難です。読み書きの文字としては非効率的、非実用的でした。

点字の歴史

◆ フランス

1784年 パリ盲学校(創立者 バランタン・アウイ) 「浮き出し文字」 「バルビエの12点字」

1825年 ルイ・ブライユ 点字考案

◆ 日本

1878年 京都盲唖院

1880年 楽善会訓盲院

「凸文字」「こより文字」「結び文字」

1890年 石川倉次 日本の点字翻案



1784年、バランタン・アウイによってフランス、パリに創設された世界初の盲学校においても、アルファベットを凸字にした浮き出し文字を用いて教育が行われていました。その後、1822年、フランスの軍人、シャルル・バルビエが暗号として開発した12点の点字がパリの盲学校に紹介されました。1825年、同校の生徒であったルイ・ブライユが、この12点の点字に改良を加え、視覚障害者にとって読み書きしやすい現在の6点の点字を考案しました。

日本では、1878年、京都に京都盲唖院が、1880年に東京に楽善会訓盲院が創設され、 視覚障害教育が開始されました。当時は文字を凸文字にしたり、こよりで文字をかたどった り、結び目の違いによって文字をあらわした「結び文字」などで教育がなされていました。点 字が日本に紹介されたのは1880年代後半でした。ルイ・ブライユが考案したアルファベット の6点点字を日本語の五十音の表記に適応した体系にするため、楽善会訓盲院から校名 をかえた東京盲唖学校の教員や生徒たちが工夫を重ね、同校の教員であった石川倉次の 翻案したものが日本の点字として採用されました。

Ⅱ 点字について



では、石川倉次によって翻案された点字について、そのしくみや特徴についてみていきましょう。

1. 点字器

点字盤と点字タイプライター



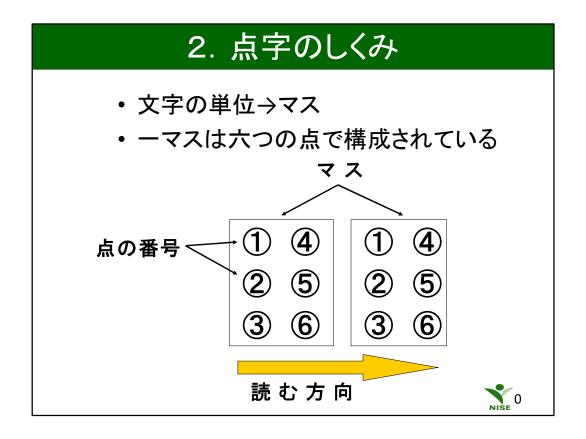




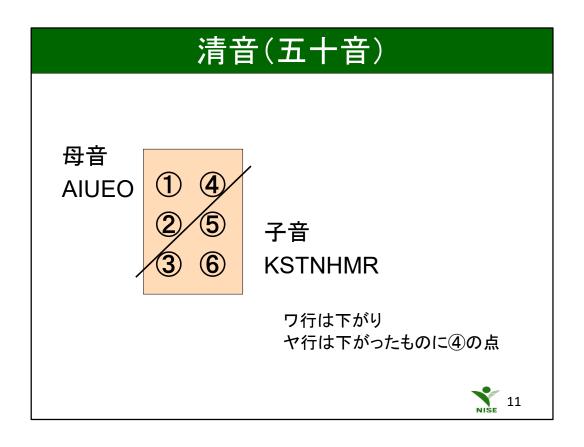
点字器としては、点字盤と点字タイプライターがあります。この他に、近年はパソコン等の電子機器の活用もなされていますが、ここではスライドに示した点字盤と点字タイプライター(パーキンスブレイラー)について紹介します。

点字盤では、点筆で紙の裏から1点ずつ点字を打ち出しますので、右から左に向かって書き、読むときには紙を表に返して、左から右に向かって読みます。

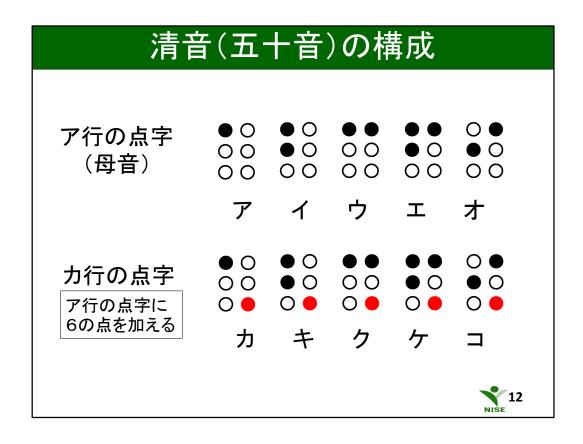
点字タイプライターは、6点のそれぞれの点に対応したキーを同時に押すことにより、一度に一文字ずつ、左から右に向かって点字を打ち出します。そのため、点字盤と比較すると、早く点字を打つことができ、書く方向と読む方向が一致しているので、紙を表に返さずに読むことができます。



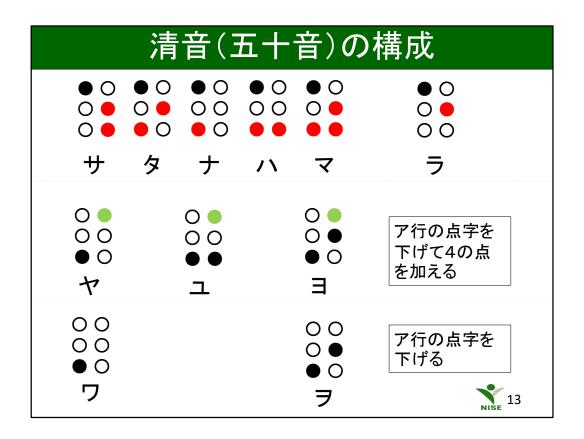
点字の文字の単位は「マス」と言い、一マスは六つの点で構成されています。六つの点には、それぞれ、左上から「1の点」「2の点」「3の点」、右上から「4の点」「5の点」「6の点」と呼ばれています。



では、まず清音(五十音)について説明します。母音ア行の「アイウエオ」は、1の点、2の点、4の点の三つの点の組合せで書き表します。これが50音の基本となります。そして子音は、子音を表す3の点、5の点、6の点と母音との組合せによって表します。ただし、ワ行は、ア行と同じ形を最も下の位置に下げたもの、ヤ行はそれに4の点を加えたものとなります。別途、「点字一覧表」を資料として添付していますので、適宜参考にしながら受講してください。



具体にみていきましょう。スライドに示したのは、上段がア行の点字(母音)です。 下段に示したのはカ行の点字です。カ行の点字は、上段のア行の点字に6の点を 加えたものとなります。これでカ行、「カキクケコ」を表します。



同様にサ行はア行の点字に5、6の点、タ行は3、5の点、ナ行は3の点、ハ行は3、6の点、マ行は3、5、6の点、ラ行は5の点を付けます。ヤ行はア行の点を下げて4の点を加え、ワ行はア行の点を下げて表します。

濁音•半濁音

点字は触って読む文字

- ・ 濁音 ⑤の点を前置→ ガ ⑤カ ⋮
- ・ 半濁音 ⑥の点を前置→ パ ⑥ハ Ξ 🚉

濁音点・半濁音点を清音の前に置く 点字は指先に触れた順序で一つずつ読み取っていく



前置符号 → 点字の特徴の一つ 数字やアルファベット



濁音、半濁音は、二マスを使って表します。清音の前に濁音点、5の点、半濁音点、6の点を置いて書き表します。

点字は指先に触れた順序で一つずつ読み取っていく文字ですので、前置符号に よって、次の文字が濁音なのか、半濁音なのかを区別していきます。この前置符号 は点字の特徴の一つであり、後でお話をいたします数字やアルファベットについて も同様のしくみになっています。

撥音•促音•長音

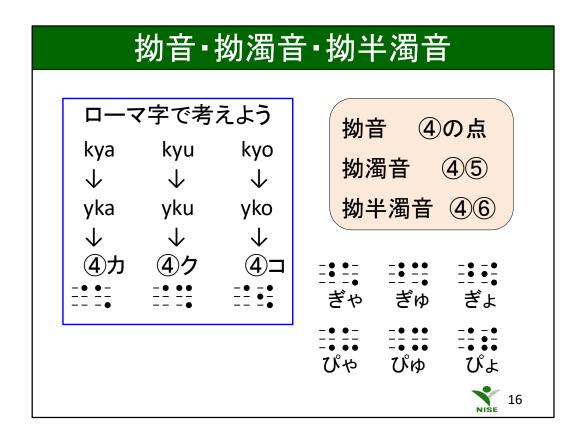
- ・撥音「ン」→356
- 促音「ッ」→②
- 長音「-」→②⑤

「現代仮名遣い」で「う」を添えて表すウ列と オ列の長音には、長音符を用いる。

「空気」→「クーキ」 「数学」→「スーガク」 「騒動」→「ソードー」



撥音「ン」は、3、5、6の点で、促音「小さいッ」は2の点で表します。長音は、2、5 の点で表します。現代仮名遣いで、「う」を添えて表すウ列とオ列の長音には、長音 符を用いて表すのが点字の仮名遣いです。例えば「空気」は「ク、長音符、キ」、「数 学」は、「ス、長音符、ガク」、「騒動」は、「ソ、長音符、ド、長音符」と書き表します。



次に、拗音ですが、拗音も拗音点、4の点を前置して二マスで書き表します。ここでは、理解しやすいようにローマ字で説明します。拗音「きゃ、きゅ、きょ」は、ローマ字で表すと、「k・y・a」、「k・y・a」、「k・y・o」となります。それぞれの「y」を前にもってくると「y・ka」「y・ku」「y・ko」となり、この「y」を4の点にかえると、「4、カ」、「4、ク」、「4、コ」となり、「4の点」と「カ」と点字で書けば、「きゃ」に、「4の点」に「ク」で「きゅ」、「4の点」に「コ」で「きょ」となるわけです。

拗濁音、「ぎゃ、ぎゅ、ぎょ」などは、拗音点4の点と濁音点5の点を一マスに書き、 前置します。拗半濁音「ぴゃ、ぴゅ、ぴょ」は、拗音点4の点と半濁音点6の点を一 マスに書き、前置して書き表します。

数字とアルファベット

- 点字→六つの点の組み合わせなので63通りしか記号が作れない。
- それぞれの前置点と組み合わせて、同形の点字仮名と区別する。
 - 数字 → 数符を前置する。

■ アルファベット → 外字符を前置する。 🚉



次に数字とアルファベットについて説明します。

点字は六つの点があるかないかの組合せで、64通りが考えられますが、全ての 点がないパターンを除くと、63通りしか記号が作れないことになります。それゆえ、 点字では、それぞれの前置点と組み合わせて、同形の点字仮名と区別します。

数字は3、4、5、6の点からなる数符を前置します。数符に「ア」で「1」、数符に「イ」で「2」を表します。

アルファベットは5、6の点からなる外字符を前置します。外字符に「ア」で「a」、外字符に「イ」で「b」を表します。

3. 点字の表記

仮名遣い

- 「現代仮名遣い」との違い
 - 助詞の「は」・「ヘ」を発音通りに「ワ」・「エ」と書き表すこと。
 私は駅へ行きました。→ワタシワ エキエ イキマシタ。
 - 2. ウ列とオ列の長音は「ウ」ではなく長音符を添えて書き表すこと。

「現代仮名遣い」と同じ

同音連呼→縮こまる(チヂコマル) 鼓(ツヅミ) 2語の連濁→鼻血(ハナヂ) 三日月(ミカヅキ)

あいまいな場合は辞書を引いて確かめること。



18

次に点字の表記についてお話します。現代仮名遣いとの違いは、2点あります。まず1点目は、助詞の「は」、「へ」は発音通りに「ワ」、「エ」と書き表します。2点目は、長音のところで説明したとおり、ウ列とオ列の長音は「ウ」ではなく長音符を添えて書き表します。以上の2点が現代仮名遣いとの違いであり、その他の表記、例えば、「チヂコマル」、「ツヅミ」などの同音連呼、「ハナヂ」や「ミカヅキ」のような2語の連濁の表記は現代仮名遣いと同じです。仮名遣いに限ったことではありませんが、点訳する場合、読み方等、あいまいな場合は辞書を引いて確かめる習慣をつけましょう。

分かち書き

なぜマスあけが必要なの?

◆ 点字→表音文字の仮名文字体系

仮名書きばかりだと読みにくい。

漢字仮名交じり文では漢字が語の区切り目を表すため分か ち書きをしていない。

・小学校1年の普通教科書→分かち書き

仮名文字体系の点字は表音文字であるから、語の 区切り目を明確に示すために分かち書きをする必要 がある。

さて、点字は表音文字の仮名文字体系です。漢字がなく、仮名で書き表しているのと同様です。仮名文字だけで続けて書かれている文章は読みにくいということは、皆さんもお分かりになると思います。私たちは、漢字仮名交じり文で文章を書き表していますが、それは、漢字が語の区切り目を表しているのでスムーズに読むことができるのです。小学校1年の普通教科書を思い出して下さい。小学校1年ではまだ漢字も習っておらず、習っても漢字数は少ないので、分かち書きがなされています。

仮名文字体系の点字は、表音文字ですので、語の区切り目を明確にし、意味を 分かりやすくするために、マスを一つあけて、分かち書きをする必要があるのです。

文節分かち書き

第一原則

■自立語は前を区切り、助詞や助動詞は前に 続ける。→文節分かち書き

私は図書館で本を借ります。 ワタシワロトショカンデロホンヲロカリマス。

分かち書きの簡単な目安

間投助詞の「ネ」や「サ」を入れて意味の変わらな いところでマスあけをする。



分かち書きの第一原則は、名詞、形容詞、動詞などの自立語は前を区切り、助詞 や助動詞は前に続けて書く、「文節分かち書き」です。例えば、「私は図書館で本を 借ります。」という文章の場合、「ワタシワ」マスあけ、「トショカンデ」マスあけ、「ホン ヲ」マスあけ、カリマス。となります。文節分かち書きの簡単な目安は、間投助詞の 「ネ」や「サ」を入れて意味の変わらないところでマスあけをしたらよいでしょう。

切れ続き

第二原則

■長い複合語や固有名詞などで、自立可能な意 味の成分(独立性の強い意味のまとまり)が二 つ以上ある場合には、その語の構成要素ごと に区切り、一マスずつあける。

東京大学附属病院眼科病棟 トーキョーロダイガクロフゾクロビョーインロガンカロビョートー 点字図書館 テンジロトショカン



次に、第二原則としては、長い複合語や固有名詞などで、自立可能な意味の成 分、独立性の強い意味のまとまりが二つ以上ある場合には、その語の構成要素ご とに区切り、一マスずつあけていきます。例えば、「東京大学附属病院眼科病棟」 の場合、「トーキョー」マスあけ、「ダイガク」マスあけ、「フゾク」マスあけ、「ビョーイ ン」マスあけ、「ガンカ」マスあけ、「ビョートー」となります。「点字図書館」は、「テン ジ」マスあけ、「トショカン」となります。

文章の書き方

- 文章の書き始め・改行→ニマスあける。
- 句点→前の語に続けて書き、句点の後ろはニマスあける。
- 読点→前の語に続けて書き、読点の後ろはーマスあける。
- 一つの言葉が1行に入りきらない場合は、一語が2行にまたが らないように次の行に送って書く。

□□ワタシワ、□トモダチト□デンシャニ□ノッテ□ガッコーエ イキマス。口口



次に文章の書き方について説明します。文章の書き始めや改行はニマス下げて 三マス目から書き始めます。句点は、前の語に続けて書き、句点の後ろはニマス あけます。読点も前の語に続けて書きますが、読点の後ろは一マスあけます。そし て、一つの言葉が1行に入りきらない場合は、一語が2行にまたがらないように次 の行に送って書きます。

ここまで、点字の表記についてお話してきましたが、これらは「点字」を大まかに 捉えるための内容となっています。点字の表記については日本点字委員会が出し ている「日本点字表記法2018年版」

が基になりますので、必ず熟読しておきましょう。

4. 点字の特徴

■点字の特徴

- 1点でも異なれば別の記号になってしまう。(正確さを要求)
- ・記号体系が階層的に整理されている。(前置点で区別)
- ・強調や補足説明などで割り込みや挿入が長くなると本文 の読みが中断されてしまう。
- ・継時的な読み取りを損なわないような表記が必要。

点字の特徴を考慮した指導や教材作成が大切



これまで点字のしくみについてみてきました。今までの内容を踏まえて「点字の特徴」について まとめてみましょう。

点字は、六つの点があるかないかの63通りの組合せによって文字や記号などを表しています。 したがって1点でも異なれば別の文字や記号になってしまいます。正確さが要求されるということ です。また、濁音や半濁音、数字やアルファベットの書き方のところでみてきたように、前置点、 前置符によって記号体系が階層的に整理されています。

そして、点字は、普通文字、点字に対して墨字と言いますが、墨字のように文字の大きさや文 字のフォントをかえることができません。下線や色を用いて表現することも困難です。そのため、 点字は、様々な記号を使い強調や補足説明を挿入していきます。これらの割り込み、挿入が長く なると本文の読みが中断されてしまいますので、点訳する場合は工夫が必要です。点字は指先 に触れた順に読んでいきますので、継時的な読み取りを損なわないような表記が必要となります。 これら点字の特徴を考慮した指導や教材作成が大切です。

Ⅲ 点字の初期指導

では本講義の3項目目、「点字の初期指導」についてお話していきましょう。

1. 点字学習を開始する前の指導

① 触運動の統制

縦・横・斜めの線にそった手指の運動の統制 →線たどり、縦の線・横の線などの方向の弁別 点字の読み書きに必要な両手の円滑な運動

- ② 触覚による弁別(点の弁別能力)
- ③ 図形の弁別と構成・分解
- ④ 点字の点の構成(触空間の形成と点の位置付け)
- ⑤ 話し言葉の学習音声言語の分解・構成象徴機能による概念やイメージの表現



点字学習の基礎として大切なのは、手指の操作技能や触覚的認知能力の発達を促すことです。また、事物・事象や動作と言葉とを対応させながら的確な概念の形成を図ることに十分留意する必要があります。

ここでは、指導事項を5点挙げていきます。まず1点目、「触運動の統制」です。縦・横・斜めの線にそった手指の運動の統制、線たどり、縦の線・横の線などの方向の弁別、点字の読み書きに必要な両手の円滑な運動などです。2点目は「触覚による弁別」、点の弁別能力を育てる指導を行います。3点目は「図形の弁別と構成・分解」、4点目は「点字の点の構成」、触空間の形成と点の位置付けについて指導します。5点目は「話し言葉の学習」で音声言語の分解や構成、文字と音が対応する関係にあることに気付かせます。また象徴機能による概念やイメージの表現について指導していきます。

なお、文部科学省著作の「盲学校小学部こくご1-1」には、点字学習のための導入 教材が掲載されています。併せて『小学部点字教科書編集資料』も参考にしてください。

2. 点字の触読

- ◆ 読みの学習を先行
- ◆ 左右どちらの指でも読めるように
- ① 当初から両手読みの指導を重視する。
- ② 行の上に両手指を置き、両手の人差し指を軽く接触させることを基本にする。
- ③ 指先を立てずに、指先の腹をつかう。その際、強く押しつけすぎないよう留意する。
- ④ 行たどり、行替えの動作の指導を大切にし、両手の分業へとつなげられるようにする。
- ⑤ 点の位置の弁別学習を十分に行い、点の一マスの枠組みが理解できるようにつとめ、安易に文字としての指導にすすまないように留意する。

(点字教科書編集資料より)



26

点字の読み書きでは、点字の触読を優先させます。そして、左右どちらの指でも 読めるよう指導を進めることが重要です。

文部科学省著作の点字教科書に対応して『点字教科書編集資料』が出されていますが、その中で、点字指導の一般的留意事項として5点あげていますので、ここで紹介します。

1点目は、触読指導の当初より、両手読みの指導を重視すること。2点目は、指の置き方について、行の上に両手指を置き、両手の人差し指を軽く接触させることを基本にすること。3点目は、その指の使い方、指先を立てずに、指先の腹をつかい、その際、強く押しつけすぎないように留意すること。4点目は、行たどり、行替えの動作の指導を大切にし、両手の分業へとつなげられるようにすること。5点目は、点の位置の弁別学習を十分に行い、点の一マスの枠組みが理解できるようにつとめ、安易に文字としての指導にすすまないように留意することです。

3. 点字の書きの指導

導入期の指導→読みを重視 単語や文節として読めるようになったら「書き」を導入

- ◆ 凸面書きの点字タイプライターを用いるのが効果的
- ◆ 点字盤 →小学部高学年では使いこなせるように
- ・タイプライターでの書きに慣れてきたら、点字盤で点を打つ練習を開始する。
- 「めの字書き」や「五十音書き」を通して、しっかりした点を打つ練習をする。
 - ◎ 正確に点字を書く指導
 - ◎ ノートの取り方の指導



次に、点字の書きの指導についてです。ある程度の五十音が読めるようになった ら、書くことを始めます。

凸面書きの点字タイプライターを用いるのが効果的です。これは、点字盤だと読 みと左右反対に書かねばなりませんし、紙を外さないと読めないという理由などか らです。点字タイプライターで正しく書けるようになってから点字盤の指導を導入し ます。六つの点全てで構成されている「めの字書き」や「五十音書き」を通して、しっ かりとした点を打つ練習をしていき、高学年では点字盤も使いこなせるようにしてお くことが大切です。

また、正確に点字を書く指導を行うと同時に、ノートの取り方や児童の打った点字 の確認をこまめにし、指導していくことが重要です。

4. 点字の読み書きの速さの目安(1分間)

『点字学習指導の手引き』(平成15年改訂版より)

読み書きの内容	読み	書き
入門期の学習終了時の読み書き	150マス(6行)	100マス(4行)
教科学習を普通に行う場合の読み書き	300マス(12行)	150マス(6行)
教科学習を効率的に行う場合の読み書き	450マス(18行)	200マス(8行)
理想的な読み書き	600マス(24行)	300マス(12行)

(注1) 1行のマス数は、平均25マスとして計算する。 例:150マスは、150÷25 で約6行となる。

(注2) 書きはすべて点字タイプライターを使用した場合の目安である。



文部科学省著作の『点字学習指導の手引き』では、点字をその学習者の学習を 支えるものと捉えて、その到達目標を学習レベル上から次のようにまとめています。 これからお話しするマス数や行数は、1分間での読み書きで、書きは点字タイプラ イターを使用した場合の目安です。まず、「入門期の学習終了時の読み書き」では、 読みは150マス(6行)、書きは100マス(4行)、「教科学習を普通に行う場合の読み 書き として、読みは300マス(12行)、書きは150マス(6行)、「教科学習を効率的に 行う場合の読み書き」として、読みは450マス(18行)、書きは200マス(8行)、「理想 的な読み書き」としては、読みは600マス(24行)、書きは300マス(12行)としていま す。これらを参考にし、点字学習を進めていきましょう。



さて、これまで「点字のしくみ」や「点字の初期指導」についてお話しをしてまいりま した。本講義を振り返ってみましょう。

本講義のまとめ

- ☑ 点字のしくみについて理解できたか。
- ☑ 点字の特徴について理解できたか。
- ☑ 点字の初期指導について理解できたか。



本講義で皆さんに学んで頂きたいポイントは、3点ありました。1点目は、点字の構成や表記等、「点字のしくみ」について理解することでした。清音、濁音、半濁音、拗音などの構成について、また数字やアルファベットの前置符号を付けて同形の点字仮名と区別するという記号体系、また点字の表記では分かち書きが大切であることや、現代仮名遣いとの違いについても説明いたしました。2点目としては、1点目の点字のしくみを踏まえた上で「点字の特徴」について理解することでした。63通りしかない記号体系、正確さが要求されますし、継時的な読みを損なわないような表記の工夫が必要でした。3点目は、点字学習を開始する前の指導を含めた「点字の初期指導」について理解することでした。両手読みができるよう丁寧な導入の指導が必要でした。これら三つのポイントについて理解できましたでしょうか。

引用 · 参考文献

- ・『点字学習指導の手引』 文部科学省 (2003)
- •『日本点字表記法 2018年版』 日本点字委員会(2018)
- •『小学部点字教科書編集資料』 文部科学省(2020)
- 『特別支援教育の基礎・基本2020 一新学習指導要領 対応』

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2020)



引用・参考文献として、『点字学習指導の手引き』、『日本点字表記法 2018年版』、 『小学部点字教科書編集資料』、『特別支援教育の基礎・基本2020—新学習指導 要領対応』を挙げます。各自、これらを参考にし、点字の指導についてより深めてく ださい。

免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 自立活動 II (盲児童生徒: 点字の初期指導・歩行指導)

点字の初期指導

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)



以上で、自立活動Ⅱの前半、「点字の初期指導」についての講義を終了します。

責任監修:金子 健

作成者:澤田 真弓

読み上げ者:澤田 真弓



免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 自立活動 II (盲児童生徒: 点字の初期指導・歩行指導)

步行指導



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)



みなさん、こんにちは。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の澤田真弓です。

今日は、自立活動Ⅱの後半、盲児童生徒の「歩行指導」について講義いたします。

本講義のポイント

- □ 視覚障害児童生徒の「歩行」とは何かを理解 する。
- □ 盲児童生徒の歩行に必要な諸能力について 理解する。
- □ 個別の指導計画の作成にあたり、自立活動 での「歩行指導」の考え方について理解する。



本講義で皆さんに学んで頂きたいポイントは、次の3点です。1点目は、視覚障害児童生徒の「歩行」とは何かを理解することです。2点目は、盲児童生徒の歩行に必要な諸能力について理解することです。3点目は、個別の指導計画の作成にあたり、自立活動での「歩行指導」の考え方について理解することです。

本講義の内容

- I 歩行指導とは
- Ⅱ 歩行に必要な諸能力
 - 1. 概念形成と環境の正しい認知
 - 2. 身体運動の制御能力
 - 3. 保有する感覚の有効な活用
 - 4. 歩行地図(メンタルマップ)の確立
 - 5. 白杖技術(歩行補助具の活用)の習得
 - 6. 歩行コースの選択と修正
 - 7. 情報収集と援助依頼、マナー
- Ⅲ 個別の指導計画の作成

まとめ



では、本講義の流れについてお話しします。

まずは、ポイントの1点目と対応して、視覚障害児童生徒の「歩行指導」とは何かについてお話しをいたします。

次にポイントの2点目に対応して、「歩行に必要な諸能力」について、白杖を導入する前に指導しておきたい事項から、白杖を使用した歩行について、その指導の留意 点についてお話しいたします。

そしてポイントの3点目に対応して、個別の指導計画を作成するにあたり、自立活動の中で、歩行指導をどのように考えたらよいのかについて話をいたします。

最後に本講義のまとめをいたします。

I 歩行指導とは



では、まず始めに、視覚障害教育の中での「歩行指導」について考えてみましょう。 歩行指導は、視覚障害教育の自立活動の指導において重要な位置を占めます。 自立活動の指導においては、視覚に頼らず、空間を理解し、視覚以外のあらゆる 感覚から得た情報を手掛かりとして、行きたい場所へ安全に、能率よく移動できる よう、系統的な指導をしていきます。

I 歩行指導とは

Orientation & Mobility Training

Orientation(定位)→自分のいる場所を定めること。 環境を認知すること。

Mobility (移動すること)→歩行運動

◎ 常に自分の位置を確かめながら安全に目的地へ移動する能力を育てる



視覚障害者の歩行指導は、オリエンテーション・アンド・モビリティ・トレーニング (Orientation & Mobility Training) と呼ばれています。オリエンテーションとは定位の ことで、自分のいる場所を定めること、自分と目的地との位置関係などを他の事物 との関連において認識すること、つまり環境を認知することです。一方、モビリティと は移動すること、つまり歩行運動を意味しています。したがって、視覚障害者にとっての歩行指導は、単に歩行運動そのものを指すのではなく、常に自分の位置を確 かめながら安全に目的地へ移動する能力を育てるということになります。



では、次に、「歩行に必要な諸能力」について、整理したいと思います。

一人で安全に、能率よく歩いて行って、目的を達成できる歩行能力を養うということは、視 覚に障害のない児童生徒であれば、学校教育の場において特別に指導する必要はほとんど ありません。それは視覚を通して、歩行に必要な身体的諸動作の要領を模倣したり、環境を認 知し、次第に行動の範囲を拡大したりというように、日常的な経験の中で、自然に身に付ける ことができるからです。

しかし、生まれながら、または乳幼児期に失明した盲児童生徒の場合は、視覚以外の諸感覚の活用や、補助具の利用等による環境の認知に関する指導や、歩行に必要な身体的諸動作の基本的な指導が、意図的・計画的に行われない限り、安全かつ能率的な歩行の能力を身に付けることは困難なのです。

言うまでもなく、盲児童生徒の歩行能力を高めることは、彼らの行動範囲を拡大して経験を 豊富にし、また、自立した一人の人間として積極的に社会に参加していく上で非常に重要なこ となのです。

ここでは、そのために必要な諸能力について、7項目に整理しましたので、一つずつみていきましょう。

1. 概念形成と環境の正しい認知

基本的な歩行運動を指導する前提

- ◎ 身体の概念
- ◎ 直線・方向の概念

身体各部の位置づけと名称(ボディ・イメージ) 自己を原点とした方向の基本的理解 自己と対象との相対的関係の理解



まず、1項目目、「概念形成と環境の正しい認知」です。

基本的な歩行運動を指導する前提として、身体の概念や直線・方向の概念など を言葉と結びつけて発達させておく必要があります。

自分の身体の位置(姿勢)や動きをイメージする力をボディ・イメージといいますが、このボディ・イメージを育てていくことが重要です。正確なボディ・イメージは、歩行運動にふさわしい姿勢の獲得につながり、また、自分と周囲の環境との関係性を理解するための基礎的な力となります。身体各部の位置関係とその名称を運動・動作とを関連づけながら指導していきます。また、自己を原点とした、上下、前後、左右等の空間的位置関係を理解させることが大切です。そしてこれらが十分に形成された後、原点を自分の外側にある対象に移して、自己と対象との方向関係を理解させる指導を行っていきます。

2. 身体運動の制御能力

- (1)歩行運動における調整能力の習得
 - ◆バランス調整能力
 - ◆方向概念を枠組みとした運動の調整
- (2) 直進歩行における方向と姿勢の保持
 - ◆運動方向の確認
 - ◆リズミカルな直進歩行
 - ◆ガイドラインを手掛かりとした直進歩行
- (3) 歩行運動における方向の転換
 - ◆ガイドラインを手掛かりとした方向の転換
 - ◆音源を手掛かりとした方向の転換
- (4) 歩行運動における速度の調整
 - ◆歩行速度の調整における基本動作
 - ◆場に応じた歩行速度の調整
 - ◆階段の昇降における速度の調整



2項目目は、「身体運動の制御能力」です。この具体的な指導として、ここでは4点、挙げてみましょう。1点目として、「歩行運動における調整能力の習得」です。バランス調整能力の向上として、ブランコやトランポリン、片足立ちやけんけん、スキップなど、体育や遊びを通して十分指導しておくことが大切です。また、方向概念を枠組みとした運動の調整、これは、方向を示す言葉の指示によって運動ができるなどです。2点目として、「直線歩行における方向と姿勢の保持」です。出発点における方向の確認や安定した姿勢でリズミカルに歩くことができるように、また壁や塀などをガイドラインとした直進歩行の練習などが挙げられます。3点目として、「歩行運動における方向の転換」です。直進歩行とともに右折や左折が正確にできることが必要となります。ガイドラインを手掛かりとしたり、音源を手掛かりとした方向転換の指導を行います。4点目は、「歩行運動における速度の調整」です。バランスのとれた姿勢での直進歩行における方向の保持と転換とともに、スタート、ストップ、加速、減速などの歩行速度の調整ができるよう指導していきます。また街中における歩行等、場に応じた歩行速度の調整や、階段昇降での速度の調整についても指導していきます。

3. 保有する感覚の有効な活用

- (1) 触覚による環境の認知
- (2) 聴覚による環境の認知
- (3) 嗅覚による環境の認知



歩行に必要な諸能力の3項目目として、「保有する感覚の有効な活用」について お話しします。

一般に環境の認知は視覚によることが多く、その視覚に頼ることのできない盲児 童生徒の場合の環境認知は、視覚以外の様々な感覚を最大限有効に活用して行 うことになります。

ここでは代表的な感覚として、触覚、聴覚、嗅覚について説明します。

3. 保有する感覚の有効な活用

(1) 触覚による環境の認知足底→路面の材質・凹凸・傾斜・段差・ 溝の蓋(グレイチング)など

白杖から手に伝わる感覚 →電柱・看板・駐車・駐輪など

皮膚感覚→日陰や日向・温度・風・方位・ 曲がり角など



まず、「触覚による環境の認知」です。足底からは路面の材質や凹凸について、傾斜しているのかどうか、また段差があるのかどうか、溝の蓋、グレイチングの有無などを確認することができます。また、白杖から手に伝わる感覚から、電柱があるのか、看板があるのか、自動車や自転車が止まっているのかなどを把握することができます。さらに皮膚感覚として、日陰や日向、温度、風、方位や曲がり角などを感じ取ることができます。

3. 保有する感覚の有効な活用

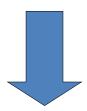
- (2) 聴覚による環境の認知 自動車・自転車・電車などの走行音、音響信号、 歩行者の足音、人の声、水の流れる音、モーター音など
 - ○音とその意味を理解させる 音源物体の認識、定位、状況判断 車の移動音の軌跡、方向、距離、車の種類と大きさ 反射音(反射物体、状況判断)の利用と障害物知覚 必要な音の選択活用 聞こえ方の違い(閉鎖空間、遮蔽物、雨の日など)



次に「聴覚による環境の認知」についてです。私たちの身の回りには沢山の種類の音で溢れかえっています。視覚に障害のある児童生徒にとっての音は、そこに何があるのか、どんな状態にあるのかを知る有効な手掛かりとなります。自動車や自転車、電車の走行音、音響信号の音、歩行者の足音や人の声、水の流れる音やモーター音など、様々ありますが、これらの音とその意味するものが何なのかを指導することが大切です。音源の認識、そこからの定位や状況判断、車の走行音から車の軌跡や方向、自分との距離、車の種類や大きさを、また、反射音を利用して障害物を知覚したり、閉鎖空間や遮蔽物、雨の日の聞こえ方の違いによって周囲の状況を知ったりと、環境を認知することができます。

3. 保有する感覚の有効な活用

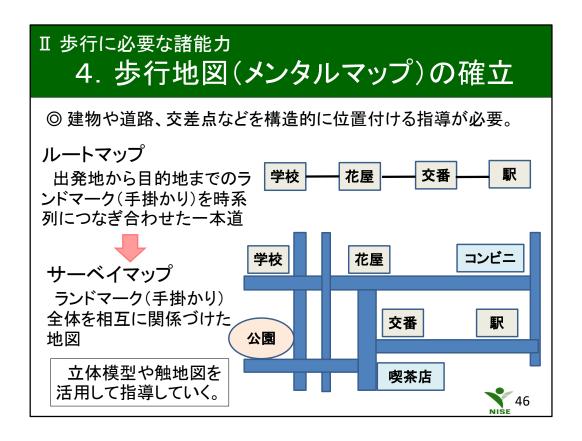
- (3) 嗅覚による環境の認知
- ・飲食店、花屋、理髪店などの特有のにおい。



場所の特定ができ、通過ポイントなどでは貴重な情報である。においは、風の影響を受けやすいので注意する必要がある。



最後は「嗅覚による環境の認知」です。においについては、幼児期から日常生活の中で、何のにおいなのかを経験させておくことが大切です。果物、野菜、魚などの個々の食品のにおいや、それらを材料とする料理のにおい、あるいは、化粧品や医薬品、油脂や煙などのにおい、様々に経験をさせておくことが、環境を認知する上で大切です。街中での歩行で、飲食店や花屋、理髪店などの特有のにおいは、場所の特定ができ、通過ポイントの情報として役に立ちます。ただし、においは、風の影響を受けやすいので注意が必要です。



さて、歩行に必要な諸能力の4項目目は、「歩行地図(メンタルマップ)の確立」です。安全で 能率的な歩行を行うためには、地理的な環境の理解が不可欠です。盲児童生徒の歩行では、 白杖の操作技術やランドマークの活用だけでなく、頭の中に地図をイメージすること、これを メンタルマップと言いますが、このメンタルマップを思い描くことができるように指導します。

盲児童生徒の場合、目的地までのルートを言葉で説明させると、ランドマーク(手掛かり)を 入れて比較的容易に表現することができます。しかし、表面作図器、これは、専用の下敷き、 用紙にボールペンで書くと、表面が浮き上がり、触覚で確認できる教具ですが、それを使って 地図を書かせると、一本の紐のように、時系列にランドマークを並べた図を描くことがありま す。このような地図をルートマップと言いますが、この段階からさらに、ランドマーク全体を相 互に関係づけた地図、これをサーベイマップといいますが、このような地図をイメージできるよ うに指導していくことが重要です。これらの指導には、立体模型や触地図を活用しながら少し ずつ理解を深めさせていきます。

5. 白杖技術(歩行補助具の活用)の習得

白杖による歩行に求められるもの

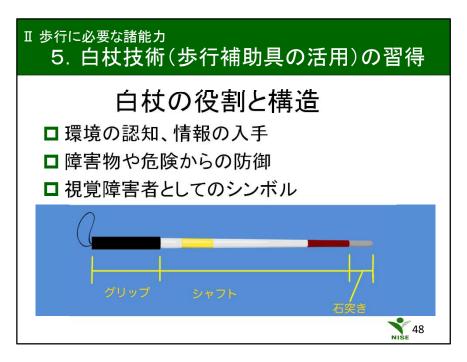
- (1) 安全性
- (2) 能率性

いかに速く目的地へ到達するかではなく、いかに無駄を省くか→その結果として所要時間は短縮される。

(3) 服装等の身なりを含めた美しい姿勢



歩行に必要な諸能力の5項目目は、「白杖技術(歩行補助具の活用)の習得」です。白杖による歩行に際して、第1に求められるものは安全性です。そして第2としては、能率性ですが、これは、いかに速く目的地へ到達するかではなく、いかに無駄を省くかということに主眼が置かれており、その結果として、所要時間が短縮されるということです。第3は、服装等の身なりを含めた美しい姿勢です。これらの三つは同時に求められるものではなく、安全性が確保された後に能率性が要求され、安全性と能率性共に満足のいく状態になった場合にはじめて、美しい姿勢が求められるといったように、優先順序を明確にして指導することが大切です。しかし、これらの3要素は、相互に関わっていることも事実です。例えば、姿勢が安定することによって、方向のずれがなくなり、結果的に安全性、能率性が向上するということもあるからです。このため、指導者は、児童生徒一人一人の歩行能力や歩行方法を見定めながら指導していかなければいけません。



では、次に白杖の役割と構造についてお話ししましょう。

白杖には、主に次の三つの役割があります。

まず1点目は、「環境の認知、情報の入手」です。白杖の先端で路面の変化や状態などの情報を入手 し、環境を認知します。

2点目は、「障害物や危険からの防御」です。白杖で障害物や階段等を前もって探知し、身体を保護して安全を確保します。例えば自動車のバンパーのような役割をします。

3点目は、「視覚障害者としてのシンボル」です。ドライバーや歩行者に「視覚障害者」であることを知らせ、注意を促します。視覚障害者であることが相手に分かれば、援助依頼をおこなうときも有効です。では、これらの役割を持つ白杖の歩行に適した条件について考えてみたいと思います。まず、1点目は、耐久性に優れていることです。丈夫で長時間使用できるものでなければなりません。2点目は、情報の伝達性があること。3点目は重さです。長時間使用することを考えれば、重量は軽い方が良いのですが、あまり軽すぎると返って振りにくいこともあります。4点目は長さです。長さは、個人の身長、歩く速さ等によって異なります。通常、1~2歩前方の安全を確保するためには、直立して白杖をぴったりと身体につけた場合、持ち手の先端がみぞおちのすぐ上より2~3㎝ほど上部にくるものが長さの基準とされています。しかし、白杖の長さは盲児童生徒の体形や腕の長さ、歩幅、歩く速度等によって異なるので、個々の状態を把握して、選定することが必要です。また、当然のことながら、盲児童生徒の身長の伸びに合わせて、適当な長さの白杖に取り替える配慮も必要です。次に5点目ですが、3点目に挙げた重さにも関係するのですが、白杖全体のバランスです。白杖の重心は、振りやすさの面からも上部から3分の1くらいのところにあるものが適当とされています。

次に、白杖の構造について説明します。白杖は、グリップ、シャフト、石突という三つの部分から作られています。手で握るグリップは一般的にゴム製、白杖の本体のシャフトはグラスファイバーやアルミ合金製です。石突は、路面や障害物などに直接触れる部分で、靴底と同じように摩耗してきますので、取り替えられるようにできています。スライドに示しましたのは直杖で、シャフトには、赤と黄色の蛍光シールを巻いて、他者からより分かりやすくしています。直杖は、耐久性や情報の伝達性に優れています。また、直杖の他に、使用しないときはたたんで鞄に入れておける携帯性に富んだ折りたたみ式の白杖も

あります。しかし、直杖に比べ、情報の伝達性に欠けるので、歩行指導では、通常、 直杖を使用します。

5. 白杖技術(歩行補助具の活用)の習得

白杖操作の指導

・タッチテクニック

肩幅よりやや広い範囲で、手首を支点に左右均等に 弧を描くように振り、石突で軽く地面を叩きながら歩く 方法。

• スライド法

石突を常に地面に接触させ、滑らせながら振る方法。



白杖の基本的な操作法として、タッチテクニックとスライド法があります。

タッチテクニックは、白杖を肩幅よりやや広い範囲で、手首を支点にして左右均等 に弧を描くように振り、石突で軽く地面を叩きながら歩く方法です。

スライド法は、石突を常に地面に接触させ、滑らせながら振る方法です。

タッチテクニックは、足元の完全な確認がしにくいため、溝などを白杖が飛び越して しまう場合がありますが、スライド法では、それを防ぐことができます。しかし、常に 地面をスライドさせるため、石突が地面に引っかかりやすく、慣れないと振りにくいと いうことがあります。そこで、これらの二つの方法の利点を理解させて、状況に応じ て使い分けることができるように指導していきます。

■ 歩行に必要な諸能力5. 白杖技術(歩行補助具の活用)の習得

視覚障害者誘導用ブロック

- ◆ 連続した線状(誘導)ブロック
- ◆ 点状(警告)ブロック
 - ・危険・警告(ホーム、交差点、横断歩道など)
 - ・注意(線状ブロック内→分岐、方向がかわる)
 - ・案内(バス停、エレベーターなど)点状ブロックを発見したら止まってその意味を考える。ランドマークや通過点のチェックにもなる。
- ◆ 横断歩道や路地の横断場所に点字鋲が敷設されているところがある。→ たどって歩行する。

さて、次に、「視覚障害者誘導用ブロック」についてお話しいたしましょう。これは、一般的に「点字ブロック」と言われているものです。視覚障害者誘導用ブロックには2種類の形状があり、それぞれ役割が異なります。細長い突起を並べた「線状ブロック」は、誘導ブロックとも言われ、道路や屋内の通路上に敷設し、視覚障害者を誘導します。もう1種類は、丸い突起を並べた「点状ブロック」で、警告ブロック、注意喚起ブロックと言われています。このブロックは、道の分岐点や階段が始まる場所、交差点、プラットフォームの縁などに敷設し、何か変化があることを警告し、注意を喚起します。白杖や足裏で点状ブロックを発見したら、まず止まって、その意味を考え、状況を把握することが大切です。また、ランドマークや通過点の手掛かりにもなります。最近、横断歩道や路地の横断場所に点字鋲が敷設されていることがあります。視覚障害者が白杖で何の手掛かりもない横断歩道をまっすぐ歩き、道路を渡りきることは、かなりの練習や慣

れが必要です。横断歩道にこのような点字鋲があれば、それを手掛かりにすることができます。

6. 歩行コースの選択と修正

身近で安全な空間 → 未知で広い空間へ

- ア) 手引き歩行(介添え歩行)
- イ) 室内移動時の伝い歩き
- ウ) 白杖の導入と操作法
- エ) 学校近隣の住宅街の歩行
- オ) 交通機関の利用
- カ) 混雑地の歩行と援助依頼
- キ) 単独通学などの応用歩行



次に、歩行に必要な諸能力の6項目目として、「歩行コースの選択と修正」についてお話しいたします。歩行指導は対象が乳幼児から成人までと幅広くなっており、その内容や方法が異なっていますが、指導の順序としては「身近で狭い安全な空間から、未知で広い空間へ」が原則と言えます。そして一般的に次のような手順で進められることになります。まずは、手引き歩行、介添え歩行とも言います。これは、盲児童生徒にとっては特に重要で、日常生活の中で十分に経験させておくことが大切です。それは、介添え者が盲児童生徒に外界の情報を伝え、触覚や聴覚等の情報の意味を説明したり、それを確かめたりすることによって、歩行経験の拡大とともに、外界の理解や概念形成に大いに役立つからです。

次の指導の手順としては、室内の移動時の伝い歩き、そして、いよいよ白杖を導入し、その操作法について校内で十分練習した後、校外へ出て、学校近隣の住宅街の歩行になります。 次に電車やバス等の交通機関の利用、混雑地での歩行や援助依頼の方法、単独通学などの応用歩行へと指導を進めます。

6. 歩行コースの選択と修正

- ▶メンタルマップと自分の現在の位置との照合・ 確認
- ▶手掛かりとなるものの収集
 - ・いつ通っても存在するかどうか
 - •できるだけ遠くからでもみつけられるかどうか
 - 見つけやすいかどうか
 - ◎ いくつかのランドマークを組合せ、チェックポイントとする。



目的地やコースを設定して、歩行するためには、4で説明をした「歩行地図」メンタルマップが描けるようになっていることが大切です。そして今、メンタルマップのどの地点を歩いているのかを照合・確認できていることが極めて重要です。目的地に到達するためには、この照合・確認の繰り返しは必要不可欠の過程となります。この照合・確認を行うためには、その根拠となる手掛かりが必要です。視覚を活用できない盲児童生徒の歩行においては、視覚以外の活用できる感覚を総動員して、この手掛かりを収集しなければなりません。そして、迷ったときの修正手段についても指導しておくことが大切です。どこで迷ったのか、どこでランドマークを見過ごしてしまったのか、原因がどこにあったのか等々を考えさせることが大切です。

事行に必要な諸能力7. 情報収集と援助依頼、マナー

• 未知の場所→あらかじめ下調べをする

目的地までのルート、駅構内の様子、改札口の情報、何番乗り場か何番出口か等

- 歩行のマナー混雑する場所での白杖の使用傘の開閉
- 援助依頼での適切な話し方
- ・服装や身なり



さて、繰り返しになりますが、盲児童生徒にとって、歩行能力を身に付けておくことは、社会的自立のために重要な要素となります。そのためには、歩行の技術面のみでなく、援助依頼や社会的なマナーも必要となります。さて、最後、7点目の能力は、「情報収集と援助依頼、マナー」です。実際の社会生活における歩行を考えてみると、いつも歩き慣れた場所での歩行だけではなく、未知の場所や危険な場所での歩行もあり得ます。突発的な事故や工事などに遭遇することもあるでしょう。このような場所での歩行や、道に迷ったり、方向が分からなくなった場合などは、目的地までの行き方を尋ねたり、介添えの依頼を行ったりする必要があります。安全で確実な歩行を行うためには、必要に応じて適切な援助を受けることが大切です。

未知の場所への歩行は、あらかじめ下調べをし、歩行計画を立てます。目的地までのルート、駅構内の様子や改札口の情報、何番乗り場か出口は何番なのか等々、知り合いに尋ねたり、駅に電話をしたり、最近はインターネットによる情報収集も多くなってきています。また、歩行時のマナーや援助依頼等での話し方、服装や身なりについても指導します。例えば混雑した場所では、周囲の人が白杖に躓かないように白杖を短めに持ち、人の流れに沿ってゆっくり歩くこと、傘の開閉時には周囲に気を配ることなどがあります。当然のことながら、人に道を尋ねたり、介添え等を依頼する場合には、依頼者としての適切な言葉遣いに留意しなければなりません。はっきりと丁寧に援助依頼をしたり、援助を受け終わったら「ありがとうございました」とお礼の言葉が言えるように指導します。また、場に応じた声の大きさや話し手との適切な距離の持ち方などについても併せて指導していきます。服装や身なりについては、安全性の確保という観点からの指導が大切です。例えば、手荷物を極力少なくし、ショルダーバックやディバック(リュックサック)等を利用したり、不安定な靴の使用を避けたり、冬場には自動車等の音などが聞き取りにくい耳のカバーを避けたりということも指導しておきましょう。

以上、歩行に必要な諸能力について7項目に分けて整理しました。

Ⅲ 個別の指導計画の作成



最後に、個別の指導企画を作成するにあたり、自立活動の中での「歩行指導」の 考え方について述べたいと思います。

Ⅲ 個別の指導計画の作成 自立活動の中での歩行指導の考え方

◎ 自立活動の6区分27項目の内容の中から、必要な項目を選定し、 それらを相互に関連づけて、具体的な指導内容を設定していく。

步行指導

一つの指導内容には、自立活動の 六つの区分が相互に関連している

- 移動動作 → 「身体の動き」
- 白杖等により適切に情報を入手しながら歩行する →「環境の把握」
- 通行人などに援助を依頼する →「コミュニケーション」「人間関係の形成」
- 歩行指導を通して、一人で歩くことができる自信がつけば、障害を改善・克服しようという意欲が向上する →「心理的な安定」



歩行指導の「個別の指導計画」を作成するにあたり、自立活動の6区分27項目の内容の中から、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて、具体的な指導内容を設定していくことが重要です。

例えば、視覚に障害がある児童生徒にとっての歩行は、単に足で歩くという移動動作のみが関与しているわけではありません。安全に能率よく目的地まで歩くためには、移動に伴って変化する周囲の環境をいかに的確に把握するかが重要となります。また、道に迷ったり、分からなくなったりした場合には、通行人などに尋ねるというコミュニケーションの技能も求められます。さらに、こうした指導を通して、一人で歩けるという自信がつけば、心理的にも安定し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲にもつながってきます。このように、視覚に障害がある児童生徒の歩行という指導内容は、自立活動に示されている「身体の動き」、「環境の把握」、「コミュニケーション」、「人間関係の形成」、「心理的な安定」等に区分されている内容と深く関わっているのです。



さて、これまで盲児童生徒の「歩行指導」についてお話しをしてまいりました。もう 一度、本講義を振り返ってみましょう。

本講義のまとめ

- ☑ 視覚障害児童生徒の「歩行」とは何か。
- ☑ 盲児童生徒の歩行に必要な諸能力とは何か。
- ☑ 個別の指導計画の作成にあたり、自立活動での「歩行 指導」をどのように考えるか。



本講義で皆さんに学んで頂きたいポイントは、3点ありました。1点目は、視覚障害児童生徒の「歩行」とは何かを理解することでした。視覚障害者にとっての歩行指導は、単に歩行運動そのものを指すのではなく、常に自分の位置を確かめながら安全に目的地へ移動する能力を育てるということが大切です。2点目は、盲児童生徒の歩行に必要な諸能力について理解することでした。7項目に分けて説明いたしました。3点目は、個別の指導計画の作成にあたり、自立活動での「歩行指導」をどのように考えるかを理解することでした。自立活動の6区分27項目の内容の中から、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて、具体的な指導内容を設定していくことが大切です。

引用 · 参考文献

- 『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q&A』 全国盲学校長会、青木 隆一 (2016)
- 『特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 自立 活動編』 文部科学省(2018)
- 『特別支援教育の基礎・基本2020 一新学習指導要 領対応』

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2020)



引用・参考文献として、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q&A』、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』、『特別支援教育の基礎・基本2020 新学習指導要領対応』を挙げます。各自、これらを熟読し、より深く学んでください。

免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 自立活動 II (盲児童生徒: 点字の初期指導・歩行指導)

步行指導

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:澤田 真弓)



以上で、自立活動Ⅱの後半、「歩行指導」についての講義を終了します。

責任監修:金子 健

作成者:澤田 真弓

読み上げ者:澤田 真弓

